

ボンフィンサッカースクール 規約

《 名称・運営会社 》

第1条 ボンフィンサッカースクール（以下本スクール）は、株式会社BONFIMが運営する。

《 事務所所在地 》

第2条 本スクールは、東京都三鷹市上連雀2-6-7に事務局を置く。

《 活動場所 》

第3条 本スクールは、横河電機健康スポーツ総合体育館（横河武蔵野校）、ケルンテフットサルパーク（花小金井校）、花小金井校、銀座deフットサル西東京スタジアム（田無校）を主な活動場所とする。

《 目的 》

第4条 本スクールは、サッカーを通して少年・少女の健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ発展に貢献する。

《 入会資格 》

第5条 本スクールに入会するもの以下の条件を備えてなければならない。

- ①本スクールの趣旨に賛同するものであること。
- ②スポーツを行うに適した健康状態であること。

《 入会手続 》

第6条 本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きをすること。

《 会費 》

第7条 (1) 会費とは次のものをいう。

- ①入会金
- ②月会費（月謝）
- ③スポーツ保険料（1年に1度4月に徴収）

(2) 会費は、原則として銀行による引落としとする。

《 入会金 》

第8条 スクール会員は、別に定める入会金を、原則として入会時に支払うこと。

《 月会費 》

第9条 (1) スクール会員は、別に定める月会費を原則として預金口座自動引き落としにより毎月支払なければならない。

(2) 預金口座自動引き落としが何かしらの理由で出来ない場合、毎月銀行振り込みにて支払なければならない。

《 会費の返納 》

第10条 一旦納入した会費は、入会後何の場合を除き、原則としてこれを返納しない。

《 会費滞納 》

第11条 会員が事前の承認手続を取らずに会費の納入を怠ったときは、本スクールは督促を案内し、尚かつ納入が認められない場合は未納分が納入後会員を退会させることができる。

《 練習の回数 》

第12条 (1) 本スクールの練習指導日・期間については、別に定めるスケジュール表による。
(2) 年間で48回の練習回数とする。（施設都合による振替も含める）
(3) やむを得ない事由が発生した場合は、定められた練習指導日練習時間を変更または中止するものとし、その場合は事前に会員に通知する。

《 振替 》

第13条 ・お休みのご連絡を頂いたレッスン分及び施設都合（ピンク色）によるお振替については、2023年3月末日まで可能と致します。

・振替受付については、振替参加を希望される月に入ってから受付開始とさせていただきます。

但し、当スクールを退会・休会期間中での振替参加は出来ませんので、予めご了承ください

・お休みを逃しての振替をされる場合には、お休みされる日から1か月の間とさせていただきます。

<例> 9月1日分の振替希望→8月1日~31日の間でお願致します。

《 曜日変更 》

第14条 (1) 曜日の変更は、希望する月の前月までに規定の書類にて届出ること。

《 休会 》

第15条 (1) 休会とは、本スクール中における怪我もしくは、やむを得ない事由により引続き1ヶ月以上、2ヶ月以内の場合をいう。

(2) 休会を希望する会員は、休会を希望する月の前月15日までに規定の書類にて届出なければならない。15日を過ぎると翌月の会費が返金されない。

(3) 休会期間中の月会費は支払わなくてもよい。

(4) 事前届出無しに休会期間が3カ月を過ぎると自動的に退会とする。

《 退会 》

第16条 退会を希望する会員は、退会を希望する月の15日までに規定の書類にて届出なければならない。

15日を過ぎると翌月の会費が返金されない。

《 会員のモラル 》

第17条 会員は次の事項を厳守しなければならない。

- (1) ルールを守り、スクール会員全員が明るく、楽しく、元気良くプレーできるように行動すること。
- (2) 本スクールの目的に沿うよう努力すること。
- (3) 本スクールの定める利用規則を尊重すること。

《 除名 》

第18条 本規約に違反するなど、本スクールの会員としてふさわしくない

判断したものに對して、本スクールは除名することができる。

《 事故責任 》

第19条 会員は本スクールの施設利用に際して、本施設利用に関する諸規則および施設管理ならびに当コーチの指示に従って行動するものとし、これに反して盗難、傷害等の事故が起ころうとも、施設管理者、本スクール・コーチ等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

《 個人情報保護方針 》

第20条 会員より頂いた個人情報は、法令、各種規範、ガイドラインを遵守し、当スクール以外で使用しない。

《 施行 》

第21条 本規約は、2022年4月1日より施行する。